

高知県農業キャリアアップ支援事業（委託事業）研修生受入法人登録要領

1 目的

本県農業を牽引する優れた農業経営者を育成するため、独立自営就農及び農業法人の設立を目指す研修生を雇用し、農業技術に加えて経営者としてのスキルやマインドを習得するための研修の実施が可能な、ビジネス感覚に優れ担い手の育成に協力的な農業法人（以下、「受入法人」という。）の登録に関し必要な事項を定める。

2 受入法人の登録要件及び手続き

(1) 登録要件

- ア 将来、独立自営就農及び農業法人の設立を目指す研修生（県が地域おこし協力隊員として採用する者）を雇用し、栽培技術及び経営管理ノウハウを身につけるための研修を実施できること。
- イ 雇用期間は、原則として雇入れの日から最長3年間とし、年度ごとに更新するものとする。
- ウ 1年間における研修時間は、概ね1,200時間以上とし、原則1日8時間を超えないこととする（災害、事故、農繁期等のやむを得ない事由が生じた場合を除く。）。
- エ 法人設立から3年以上経過していること。
- オ 研修責任者が指導農業士である、又は農業法人に過去に研修生の受入実績があること。
- カ 研修生を社会保険（厚生年金、健康保険、雇用保険等）に加入させること。
- キ 県が研修生に対して地域おこし協力隊として課す他の任務の遂行に配慮できること。

(2) 登録の手続き

- ア 登録を希望する法人は、法人登録票（様式1）により農業担い手支援課へ申請する。
- イ 農業担い手支援課は、登録申請した法人について、地域担い手協議会等に意見書を求めたうえで、高知県農業経営・就農支援センター（以下「センター」という。）運営会議に諮る。
- ウ センター運営会議では、登録要件及び登録基準を満たしていると認められる法人を受入法人として登録する。

3 受入法人の業務

受入法人は、以下のことに取り組むものとする。

- ア 研修生の採用に係る面接及び選定
- イ 研修生の雇用
- ウ 研修プログラムの作成及び就農準備への支援
- エ 独立自営就農及び法人化に向けた栽培技術、経営管理、労務管理等に係る研修の実施
- オ 研修生との面談等による技術の習得・就農準備状況の把握及び研修継続の評価
- カ サポートチーム（センター及び地域担い手協議会等）との研修生の育成に係る協議及び情報共有

キ その他、研修生の独立自営就農及び法人化のために必要な支援

4 その他

その他、登録に必要な事項については、別途県が定めるものとする。